

第4次地域管理経営計画書

(磐城森林計画区)

計画期間 自 平成25年4月1日
至 平成30年3月31日

関東森林管理局

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林（もり）」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところであり、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進に重点を置いたものに転換し、民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進している。また、一般会計繰入を前提とした会計制度の下で、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政の健全化とともに国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

森林は、水源の涵養^{かんよう}、森林とのふれあいや環境教育の場、林産物の産出など様々な働きをしている中で、国有林野に対しては、特に、災害の防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全の働きに高い期待が寄せられており、公益重視の管理経営の一層の推進が求められている。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中で、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを背景に、国有林野事業については、国有林野と民有林野の一体的な整備及び保全を図る仕組みの創設、特別会計を廃止し一般会計において実施、債務については国民負担とせず林産物収入等をもって返済するなどの所要の法律改正が平成 24 年 6 月に行われたところである。

この法律改正を踏まえ、今後は、国有林野の機能類型をあらためて5タイプに区分した上で、公益林として管理経営することとし、木材等生産機能については、タイプに応じた適切な施業で得られる木材を計画的に供給することで発揮していくこととする。

本計画は、これらのことを踏まえるとともに、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて、国有林野の管理経営に関する基本計画に即すとともに、森林法第7条の2の規定に基づきたてられた国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の磐城森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を関東森林管理局長が定めるものである。

今後、磐城森林計画区における国有林野の管理経営はこの計画に基づき、関係行政機関や関係地方自治体等との連携を図りつつ、地域住民や国民各層の理解と協力を得ながら適切な管理経営を行うこととする。

磐城森林計画区の国有林位置図



目 次

I	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1	国有林野の管理経営の基本方針	1
(1)	森林計画区の概況	1
(2)	国有林野の管理経営の現況及び評価	1
ア	計画区内の国有林野の現況	1
イ	主要施策に関する評価	5
①	伐採量	5
②	更新量	5
③	保護林	6
④	緑の回廊	6
⑤	レクリエーションの森	6
(3)	持続可能な森林経営の実施方向	7
ア	生物多様性の保全	7
イ	森林生態系の生産力の維持	7
ウ	森林生態系の健全性と活力の維持	8
エ	土壌及び水資源の保全と維持等	8
オ	地球的炭素循環への森林の寄与の維持	8
カ	社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持 及び増進	9
キ	森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的 枠組	9
(4)	政策課題への対応	10
2	機能類型に応じた管理経営に関する事項	11
(1)	機能類型毎の管理経営の方向	11
ア	山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防 止タイプに関する事項	13
①	土砂流出・崩壊防備エリア	13
②	気象害防備エリア	13
イ	自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプ に関する事項	13
ウ	森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利 用タイプに関する事項	14
エ	水源涵養 ^{かんよう} タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプ に関する事項	14
(2)	地域ごとの機能類型の方向	16
ア	北部地域	17
イ	中部地域	17
ウ	南部地域	18
エ	共通	18
3	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必 要な事項	19
(1)	低コストを実現する施業モデルの展開と普及	19
(2)	林業事業体の育成	19

(3) 民有林と連携した施業の推進	19
(4) 森林・林業技術者の育成	19
(5) その他	19
4 主要事業の実施に関する事項	19
(1) 伐採総量	20
(2) 更新総量	20
(3) 保育総量	20
(4) 林道等の開設及び改良の総量	20
II 国有林野の維持及び保存に関する事項	22
1 巡視に関する事項	22
(1) 山火事防止等の森林保全管理	22
(2) 境界の保全管理	22
(3) 入林マナーの普及・啓発	22
(4) 留意事項	22
2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項	23
3 特に保護を図るべき森林に関する事項	23
(1) 保護林	23
ア 森林生物遺伝資源保存林	24
阿武隈高地森林生物遺伝資源保存林保護計画－抜粋－	24
イ 林木遺伝資源保存林	25
ウ 植物群落保護林	26
(2) 緑の回廊	26
4 その他必要な事項	26
(1) 野生動物による被害に関する事項	26
(2) 稀少猛禽類の生息に関する事項	26
(3) その他	27
III 林産物の供給に関する事項	28
1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	28
2 その他必要な事項	28
IV 国有林野の活用に関する事項	29
1 国有林野の活用の推進方針	29
(1) レクリエーションの森	29
2 国有林野の活用の具体的手法	30
(1) 建物、水路等	30
(2) きのこと、山菜等の産物採取	30
(3) 国民参加の森（法人の森）、森林環境教育の森（学校林）等	30
(4) 公園、道路、電気事業施設等公共用、地域産業の振興	30
(5) レクリエーション利用	30
(6) 仮置場用地の提供	30
3 その他必要な事項	30

V	公益的機能維持増進森林協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備および保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	31
1	公益的機能維持増進森林協定の締結に関する事項	31
VI	国民の参加による森林の整備に関する事項	32
1	国民参加の森林に関する事項	32
(1)	ふれあいの森	32
(2)	遊々の森	32
(3)	社会貢献の森	33
(4)	ボランティアの森	33
2	分収林に関する事項	34
3	その他必要な事項	34
(1)	森林環境教育の推進	34
(2)	森林の整備・保全等への国民参加	34
VII	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	35
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	35
(1)	林業技術の開発	35
(2)	林業技術の指導・普及	35
2	地域の振興に関する事項	35
3	その他必要な事項	35
	森林の管理経営に関する指針	別冊

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 森林計画区の概況

本計画の対象は、福島県の東部に位置し、太平洋と阿武隈山系に挟まれたいわゆる浜通りと呼ばれる、磐城森林計画区^{*}内の国有林野85,787haであり、当森林計画区の森林面積の42%を占めている。また、その57%は水源かん養をはじめとした保安林^{*}に指定されている。

国有林野はその大部分が阿武隈山地に位置し、宇多川、真野川、新田川、請戸川、木戸川、夏井川、鮫川等の主な河川の源流部を占めており、下流域の水源地として重要な役割を担っている。

また、「夏井川溪谷」、「阿武隈高原中部」、「^{りょうぜん}霊山」の各県立自然公園に代表される景勝地も多く、自然探勝やハイキング等の森林を利用したレクリエーション・自然休養の場として利用されている。

さらに、海岸線沿いに点在する国有林野は、防風・防潮、保健休養等の機能発揮が期待されており、そのほとんどが保安林に指定され、地域住民の生活環境の保全に重要な役割を果たしている。

このような中で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う津波により、太平洋側の海岸防災林は甚大な被害を受け、内陸部でも山腹の崩壊や林道の寸断などの被害が発生するとともに、福島第一原子力発電所の事故により避難指示区域（警戒区域、計画的避難区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域をいう。以下同じ。）が指定され、この中には国有林野46千haが含まれていることから、計画の策定に当たっては、これらのことを十分に踏まえる必要がある。

また、避難指示区域は現時点で森林整備等の活動に制約があるものの、今後の避難指示区域の見直しに伴い、森林整備等を巡る状況の変化もあり得るため、森林の公益的機能の発揮の観点から、森林整備等に速やかに対応できるよう、避難指示区域においても計画するものである。なお、本計画における避難準備区域は、本計画に先立ち樹立した「磐城国有林の地域別の森林計画」との整合を図るため、平成24年8月10日時点のものとしている。

(2) 国有林野の管理経営の現況及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成24年3月31日時点）は、人工

^{*}【磐城森林計画区】

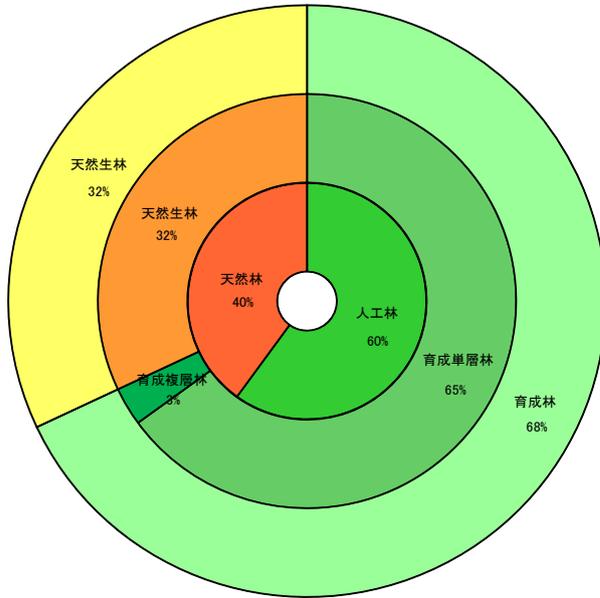
全国では158の森林計画区があり、福島県では、磐城、阿武隈川、奥久慈、会津の4森林計画区に区画されています。

^{*}【保安林制度】

保安林制度は、森林の有する水源のかん養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

林を中心とする育成林が56,279ha（育成単層林[※]50,582ha、育成複層林[※]2,947ha）、天然生林[※]が26,210ha となっている。（図-1-1、図-1-2 参照）

図-1-1 人工林、天然林及び林種の区分（面積比）



※【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為（植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われている森林。

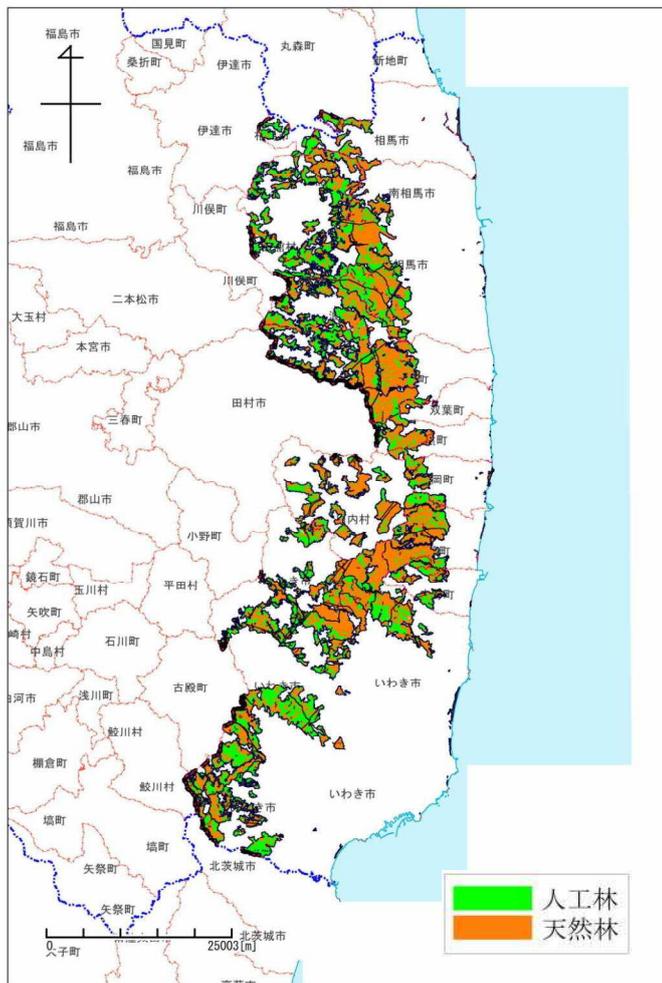
※【育成複層林】

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われている森林。

※【天然生林】

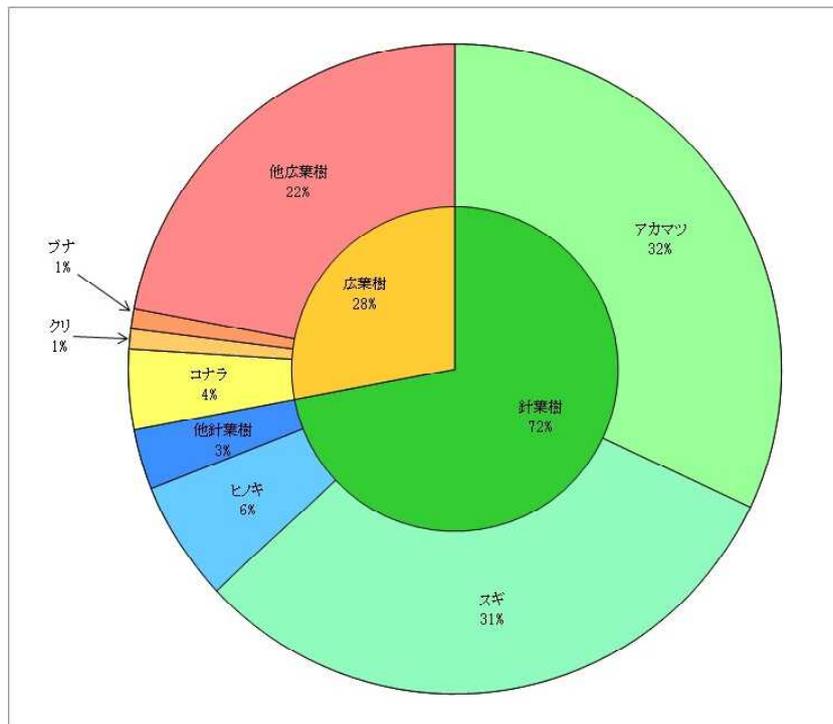
主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。

図-1-2 人工林、天然林の分布状況



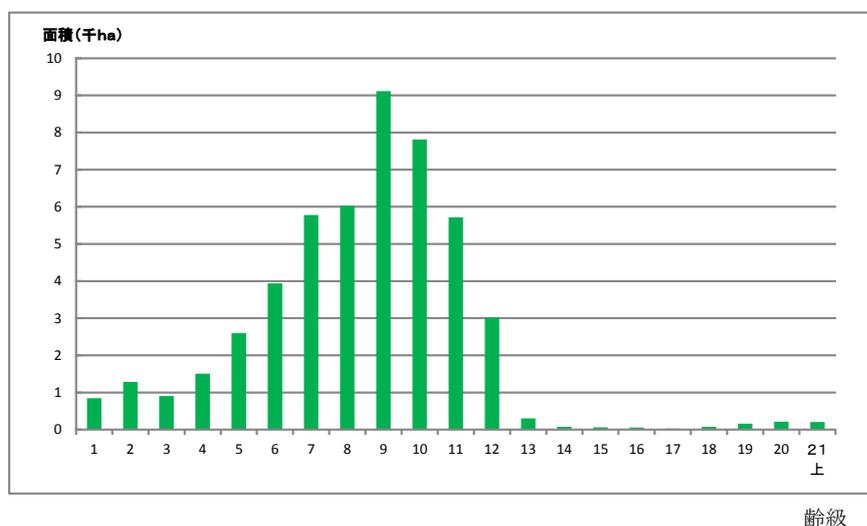
主な樹種別の材積をみると針葉樹ではスギ4,616千 m^3 、アカマツ4,801千 m^3 、ヒノキ812千 m^3 、カラマツ169千 m^3 、その他針葉樹327千 m^3 、広葉樹ではナラ類638千 m^3 、ブナ186千 m^3 、クリ135千 m^3 、その他広葉樹が3,125千 m^3 となっている。(図-2参照)

図-2 主な樹種構成 (材積比)



人工林について見ると、齢級構成 (面積別) は図-3のとおりであり、1齢級から4齢級が9%、間伐適期である5齢級から8齢級が37%、9齢級以上の林分が54%となっている。

図-3 人工林の齢級*構成 (面積別)



*【齢級】

林齢 (樹木の年齢) を5年の幅にくくったもの。

1 齢級は、1 ~ 5 年、
2 齢級は、6 ~ 10 年、
10 齢級は、46 ~ 50 年
などとなります。

イ 主要施策に関する評価

前計画の平成20年度～平成24年度における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。(平成24年度は実行予定を計上した)

① 伐採量

間伐^{*}は、地球温暖化防止対策を進める中で、計画期間の前半から積極的に実行したため、計画量に対して112%と上回ったが、主伐^{*}については、福島第一原子力発電所の事故により立ち入りが制限され、不実行となった箇所があったため計画に対して78%にとどまった。

(単位：材積 m^3)

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	412,752	538,640 (8,373ha)	320,750	602,438 (4,990ha)

- 注) 1 () は間伐面積である。
2 前計画の臨時伐採量は主伐。

② 更新量

人工造林は、主伐箇所の確実な更新^{*}を図るため、順次造林を行ったが、前計画期間の後半に伐採した箇所の更新を本計画期間で行うとともに、立ち入りが制限され更新ができなかった箇所があったため、実行結果は62%にとどまった。

天然更新については、伐採・搬出完了後、5年目に更新完了調査を行い、更新完了基準^{*}を満たした箇所について更新とするため、本計画期間中に必要な調査を行うこととするが、立ち入りが制限されている箇所については、制限の見直し後に行うこととする。

(単位：ha)

	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新	1,172	523	727	127

^{*}【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木を間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

^{*}【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内(人工林は40%以内)で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

^{*}【更新】

主伐に伴って生じるものであり、植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

^{*}【更新完了基準】

搬出完了後3～5年目に樹高30cm以上の高木性の天然木が5,000本/ha以上林地に均等に成立したときを目安とします。

③ 保護林*

当計画区に設定している保護林について、現状を把握するため森林や動植物等の状況に関するモニタリング*調査を行った。

その結果、各保護林とも概ね健全な状態を維持しており、更新樹の生育も確認されていることから、引き続き自然の推移に委ねた管理を行うこととする。

なお、近年広範囲に発生しているナラ枯れ*について、当計画区では発生の報告はないものの、今後発生する可能性も視野に入れ、モニタリングの中で、保護林へ及ぼす影響についてどのように把握していくか検討することとする。

(単位：面積 ha)

保護林の名称	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
森林生物遺伝資源保存林	1	1,190	1	1,190
林木遺伝資源保存林	3	21	3	21
植物群落保護林	1	102	1	102
計	5	1,312	5	1,312

④ 緑の回廊*

該当なし

⑤ レクリエーションの森*

レクリエーションの森は、国民の保健・文化的利用上特に重要な区域として、①自然観察教育林、②森林スポーツ林、③野外スポーツ地域、④風景林、⑤風致探勝林、⑥自然休養林、⑦その他（レクリエーションの森施設）に種類分けし、広く国民に提供している森林である。

これらのうち、当計画区では森林レクリエーション、保健保養の場として利用者が多く、レクリエーションの森として選定した区域は下表のとおりである。

(単位：面積 ha)

レクリエーションの森の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
森林スポーツ林	1	5	1	5
風景林	6	489	6	489
風致探勝林	3	773	3	773
自然休養林	1	360	1	360
その他レクの森施設敷	4	7	4	7
計	15	1,633	15	1,633

*【保護林】
P24 以降具体的に説明

*【モニタリング】
あるものの実態・状態を継続的に観測・観察することです。

*【ナラ枯れ】
ナラ類の集団枯損被害のこと。カシノナガキクイムシを媒介としてナラ菌(*Raffaelea quercivora* ラファエリアクエルシボラ)が樹幹内で繁殖し、形成層が壊死して通水疎害を起こし枯死に至ります。
参考リンク：林野庁の「ナラ枯れ」のページ
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/naragare.html>

*【緑の回廊】
P26 以降具体的に説明

*【レクリエーションの森】
優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供しています。

(3) 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分*に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととともに、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林への指導やサポートを通じて森林・林業の再生に貢献していくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス*に属しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準(54指標)が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

ア 生物多様性*の保全

(取組内容)

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生動植物の生息地や溪流環境の保全・復元など生物多様性を維持・向上させるため、赤谷プロジェクトの取組(利根上流森林計画区(群馬県)の第4次地域管理経営計画別冊「赤谷の森管理経営計画書」を参考)を先進事例として取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化
- ・皆伐箇所分散と伐期の長期化との組み合わせによる森林のモザイク化的配置
- ・保護林の適切な保全・管理
- ・希少猛禽類生息地での森林施業への配慮、モニタリングの実施

イ 森林生態系*の生産力の維持

(取組内容)

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行

*【機能類型区分】

P11 以降具体的に説明

*【モントリオールプロセス】
欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

*【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性(遺伝的多様性)、種間の多様性(種多様性)、及び生態系の多様性(生態系多様性)を含むものである」と記されています。

*【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り(光合成など)、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・一定林齢に達した人工林の間伐を積極的に推進
- ・主伐後の確実な植栽又は天然力を活用した更新
- ・計画的な森林整備
- ・森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

(取組内容)

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・山火事を防止するための巡視
- ・松くい虫被害対策及び巡視

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

浸食等から森林を守り、森林が育む水源の涵養^{*}のため、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小、尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・伐期の長期化による裸地状態の減少
- ・沢沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・伐採跡地の的確な更新
- ・下層植生の発達を促すための抜き伐り
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

*【水源涵養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流量を減少させる機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

- ・造林、間伐等の森林整備の推進
- ・木材利用の推進

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林と人とのふれあいの確保のためのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・レクリエーションの森の提供と利用促進
- ・国民参加の森林づくりの推進

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・地域管理経営計画等の策定
- ・「国有林モニター」*の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取
- ・関東森林管理局のHP*等の充実による情報発信

*【国有林モニター】
国有林野に関心のあ
る国民の皆さんへ幅広
く情報を提供するとと
もに、アンケートや意
見交換を通じていただ
いたご意見・ご要望等
を管理経営に活かすた
めの制度です。モニタ
ーは公募により選定。

*【ホームページアドレス】
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の計画的な供給等、地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
安全・安心	<p>【流域保全】 災害防止や荒廃した溪流等について、19箇所の間伐、5箇所の山腹工、15haの森林整備を計画。</p> <p>【山地災害防止機能の維持】 山地災害防止タイプの育成林1,400haのうち2haで間伐を計画。</p> <p>【水源涵養機能の維持】 水源涵養タイプの育成林54,000haのうち約2,600haで間伐を計画。</p>
共 生	<p>【生活環境保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境の保全、保健休養機能とともに、津波減災機能にも着目した海岸防災林の復旧・整備 <p>【ふれあい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、自治体等と連携した森林環境教育を推進 ・ ボランティア団体等への国民参加の森林づくりの場の提供
循 環	<p>【木材の供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の持つ公益的機能を発揮させるため、計画的な森林整備を実施。 ・ 森林整備に伴い発生した木材の搬出・供給。 <p>【森林資源の適切な整備】 効果的、効率的な施業を行うため44km（うち林業専用道44km）の路網の整備を計画。</p>
地球温暖化防 止	<p>育成林57,000haのうち2,600haの間伐を計画。天然生林*26,000haのうち73%にあたる19,000haを保安林として保全。</p>

*【本項に係る天然生林面積】

左記の天然生林は、P2で説明した天然生林に加え岩石地や草生地など、林地として集計しない区分の土地を含めたものとしています。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を国土の保全や気象害の防備を重視する「山地災害防止タイプ」、豊かな生態系の維持・保存を重視する「自然維持タイプ」、保健・文化・教育的な利用を重視する「森林空間利用タイプ」及び水源の涵養を重視する「水源涵養タイプ」の4つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。この場合、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と本計画で定める機能類型区分との関係については、表-1のとおりである。

なお、機能類型に応じた機能の発揮と整合性を図りつつ、針葉樹林、広葉樹林及び針広混交林の林相の維持・改良等に必要な施業の結果、得られる木材を有効利用し、政策的・計画的に供給することとする。特に再生可能エネルギーとしてのバイオマス利用等、地域のニーズに応じて木材を供給することとする。

森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、すべての機能類型において、関係者の協力を得るなどによりクマタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生生物の生息・生育が確認されている地域で森林施業等を予定する場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業等を行う場合の留意点等について専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

表 - 1

機能類型と公益的機能別施業森林の関係について

(単位：面積 ha)

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林	当計画区の該当する森林の面積
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 	6,356
	気象害防備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件（海岸）により除外する場合もある。） 	207
自然維持タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある。） 	1,648
森林空間利用タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある。） 	1,713
水源涵養タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源涵養機能維持増進森林（分収林については、契約に基づく取り扱いを行う） 	75,617
機能類型区分設定外		<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付地等が該当 	246
合 計			85,787

本表に用いた略称

略称	正式名称
水源涵養機能維持増進森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	土地に関する災害防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプにおいては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害*による環境の悪化の防備機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図ることとし、次のとおり土砂流出・崩壊防備エリア及び気象害防止エリアの2つに分けて取り扱うものとする。

また、本計画区における山地災害防止タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

*【気象害】
風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

① 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達を促すために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

② 気象害防備エリア

気象害防備エリアについては、風害、飛砂、潮害等の気象害を防備するため、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に帯する抵抗力の高い森林等に誘導、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものものとする。

山地災害防止タイプの面積 (単位：ha)

区分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面積	6,563	6,356	207

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生息・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な

森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。

また、本計画区における自然維持タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

自然維持タイプの面積 (単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	1,648	1,312

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定することとする。

また、本計画区における森林空間利用タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

森林空間利用タイプの面積 (単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面 積	1,713	1,633

エ 水源涵養^{かんよう}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプにおいては、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠層^{*}で構成される森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとし、これらを維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

^{*}【樹冠】

樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。

一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

また、本計画区における水源涵養タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

水源涵養タイプの面積（単位：ha）

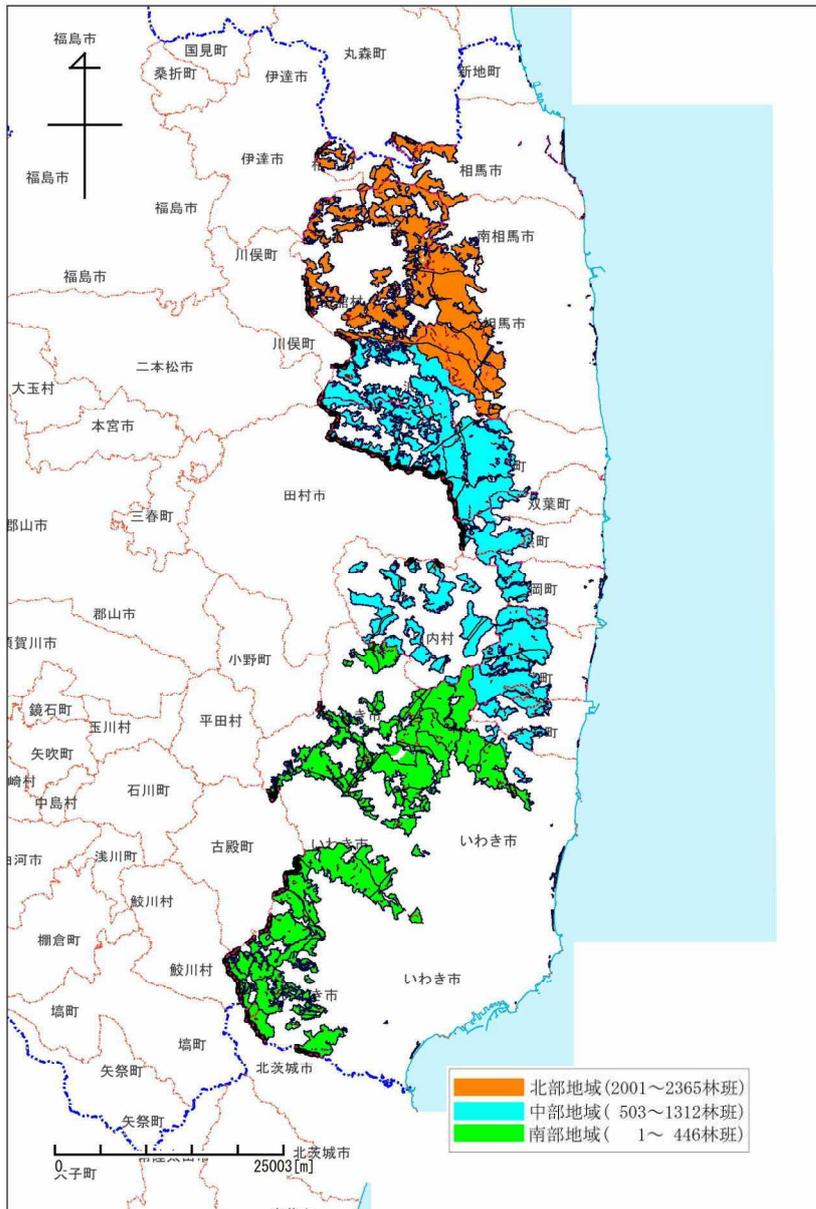
区 分	水源涵養タイプ
面 積	75,617

注) 分収林については、契約に基づき伐採する（ただし、保安林等の制限がある場合は、その制限に従う）

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、北部地域、中部地域、南部地域の3地域に大別され(図-4参照)、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

図-4



ア 北部地域（2001～2365林班）

本地域は、北部の宮城県境から南部の南相馬市までを区域とした阿武隈山地の東部地域である。

この地域は、下流地域の水資源を安定的に確保するためのダムが多いことが特徴であり、各ダムの上流部に位置する水源地として重要な森林については水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

真野ダム周辺、新田川沿いの一部については、傾斜が急峻のうえ地質も脆弱であり山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、新田川溪谷及び立石風景林は優れた自然景観を有し、森林レクリエーションの適地であることから森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、霊山、新田川溪谷及び^{じさぼら}櫛原自然環境保全地域については、自然維持タイプに区分し、原始的な自然環境の維持及び生物多様性の保全機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

イ 中部地域（503～1312林班）

本地域は、双葉郡全域及びいわき市北部の一部を区域とした海岸平野部から阿武隈山地に至る地域である。

国有林野は、標高500m以上の内陸部ではアカマツを主とする林分が多く、特に^{くぬぎだいら}櫛平地区を中心に生産される「津島マツ」は、銘柄材である。

標高500m以下の地域は、スギ・ヒノキを主とする人工林に加え、「磐城モミ」、「富岡ケヤキ」といった優良な天然木が生育している。

一方、北部を流れる請戸川には大柿ダム、中部を流れる富岡川には滝川ダム、南部を流れる木戸川には木戸ダムが建設されており、その上流部の森林は、水源地として重要であることから水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、高瀬川及び木戸川溪谷等の一部では、地形が急峻のうえ地質も脆弱であることから山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、木戸川流域の自然環境保全地域は、自然維持タイプに区分し、原始的な自然環境の維持及び生物多様性の保全機能の発揮

を重視した管理経営を行うこととする。

^{かつこうやま}郭公山風景林等自然景観に優れた地区においては、森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

ウ 南部地域（1～446林班）

本地域はいわき市のほぼ全域で、国有林野は一部の海岸林を除き阿武隈山地の標高100～900mの地帯に位置する。

夏井川以北の森林は、アカマツを主体とした人工林が多く、天然林は大部分がコナラ、クリ等の幼壮齢の二次林である。

夏井川以南の森林は、生育の良好なスギ・ヒノキを主体とした人工林が大部分を占める地域である。

特に、南部の目兼地区は雨量も多く、土壌条件等の自然条件に恵まれていることから、スギの生育に適した地区として、明治初頭から積極的な造林が行われ、生産される優良材は「目兼スギ」として銘柄材である。

夏井川、鮫川等の上流部に位置する国有林野は、いわき市の重要な水源地であることから、水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

特に、本地域は優良な木材の生産地でもあることから、本タイプに区分するでは伐採面積の縮小や伐区の連続を避ける等、水源涵養機能の高度発揮に十分配慮した森林整備を行うとともに、これに伴い発生した木材については、有効に利用するため搬出し、供給に努めることとする。

また、夏井川沿いには自然生態系を構成する生物の遺伝資源を森林生態系内に保存し、将来の利用可能性を有するものについて、安定かつ恒久的な保存を図ることを目的として、阿武隈高地森林生物遺伝資源保存林を設定しており、自然維持タイプに区分し、原生的な自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、^{せとがろう}背戸峨廊は森林の景観美と相まって、自然が作り出す様々な滝や奇岩が連続する優れた自然景観を有しており、森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

エ 共通

当計画区は、避難指示区域の指定により広い範囲で立入等が制限されているため、避難指示区域の各区分ごとの制限状況を踏まえて、国有林野の管理・経営を行うこととする。

また、被害を受けた海岸防災林の復旧・再生に当たっては、海

岸防災林が潮害や飛砂・風害の防備等の災害防止や保健休養の機能を有し、地域の生活環境の保全に重要な役割を果たすとともに、津波に対する減災機能を有する点にも着目し、地域の被災状況や復興計画等を踏まえつつ、希少野生動植物の保全も考慮して、盛土による植栽木の生育基盤の確保や植栽工等を実施することとする。

3 森林の流域管理システム*の下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、県、市町村等と連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

具体的には、次に掲げる取組を推進するとともに、計画的な木材供給の推進、安心安全への取組、生物多様性保全に資する取組、上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等を推進する。

(1) 低コストを実現する施業モデルの展開と普及

県、市町村、林業事業者等と連携し、より効率的な低コスト作業システムの構築に向けて取り組む。

(2) 林業事業者の育成

民有林行政と連携を図りつつ、林業事業者への計画的な事業の発注や立木の供給等を通じ、林業事業者の育成に努める。

また、緑の担い手対策事業の研修フィールドとして国有林野を提供する。

(3) 民有林と連携した施業の推進

利用期を迎えつつある資源を活用し持続的な林業経営について、民有林と国有林が連携して推進していくため、施業の集約化や計画的な路網の整備など効率的な施業を検討する。

また、県、市町村等と連携して松くい虫被害対策を進めるとともに、猿等の獣害対策として広葉樹林への誘導に取り組む。

(4) 森林・林業技術者の育成等

各種研修フィールドとしての国有林野を提供し、林業技術等の普及・啓発の場として活用する。

*【流域管理システム】
流域を単位として、森林の所有形態の別なく民有林・国有林が連携して、地域の特色に応じた森林整備・林業生産等を行うシステムです。

(5) その他

安定供給システムによる間伐材等の計画的な供給に取り組むとともに、林地残材の集荷システムの検討を進める。

また、NPO や教育関係機関、ボランティア団体と連携した森林整備等により、森林環境教育を行う。

4 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、林道等の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

なお、各事業の計画量は、当該計画区の国有林野全域を対象にして計上することが基本であるが、当計画区には立入制限を伴う避難指示区域が設定されており、事業実行に制約を伴うことから、避難指示区域における各区事業の計画量を区分けし、具体的には次の考え方にに基づき計上したところである。

○ 伐採総量、更新総量、保育総量

避難指示区域内（旧緊急時避難準備区域を含む）にある国有林野は、現地の状況確認が十分にできなかったことから、森林調査簿データを基に、資源量、林齢、被災前の施業履歴等を考慮し、主伐及び間伐の計画量を見込みで計上するとともに、主伐の計画量に見合った造林及び東日本大震災等のため前計画で実施できなかった造林について計上。

なお、避難指示区域内の多くは立入りが制限されており、本計画期間中での伐採の実施が不明瞭であるため、箇所指定を伴う伐採量は避難指示区域外を基本とし、避難指示区域内の伐採は、臨時伐採量として扱うこととする。

○ 林道、林業専用道

東日本大震災のため実施できなかった路線を計画。

なお、避難指示区域（旧緊急時避難準備区域を含む）にある林道・林業専用道は、現状把握ができず、本計画に位置づけていない被害路線については、緊急を要する工事とみなして、立入りが可能となった場合には、速やかに対応することとする。

(1) 伐採総量^{*} (単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	計
避難指示区域外	231,437	209,817 (2,601.16)	513,044 《71,790》
避難指示区域内	—	—	《503,696》
計	231,437	209,817 (2,601.16)	1,016,740 《575,486》

- 注) 1 ()は、間伐面積(ha)。
 2 計欄の《 》は、臨時伐採量^{*}で内書き。
 3 計は主伐、間伐、臨時伐採量の合計。

(2) 更新総量 (単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	1,706 (994)	398 (340)	2,104 (1,335)

- 注) 1 ()は避難指示区域内で内書き。
 2 四捨五入の関係で合計は一致しない。

(3) 保育総量 (単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐
計	4,007 (829)	1,034 (447)	2,161 (918)

- 注) ()は避難指示区域内で内書き。

(4) 林道等の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	路線数	延長量 (m)
林 道 [*]	41 (15)	43,785 (17,908)	14	1,209
うち林業専用道 [*]	41 (15)	43,785 (17,908)	—	—

- 注) ()は避難指示区域内で内書き。

^{*}【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

^{*}【臨時伐採量】

国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

^{*}【林道】

一般車両など、不特定多数の者が利用し、森林整備や木材生産を進める上で幹線となる道路。

^{*}【林業専用道】

森林施業のために特定の者が利用し、林道を補完するための道路。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、冬季から春季にかけて降水量がきわめて少なく、林内の乾燥が著しい地域であり、山火事発生危険が増大する。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理すべく、国有林野保護監視員、市町村、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林の巡視を行い、山火事の防止、貴重な動植物の保護等、適切な森林の保全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

国有林野の境界は、海岸部や丘陵地から阿武隈山地に至る地域に位置している。

これらの境界は、売払い等により複雑に入り組んでいる箇所や、地形が急峻なため境界標識の亡失のおそれが高い箇所、さらに、人家や農地等に隣接している箇所など様々であることを踏まえて、今後とも境界の保全管理を適切に実施する。

また、海岸部においては、東日本大震災とそれに伴う津波により、境界標識も相当な被害を受けているため、その復元に当たっては、隣接する土地の所有者等と連絡をとりつつ、行うこととする。

(3) 入林マナーの普及・啓発

近年の登山ブームや森林との積極的なふれあい志向を背景に、入林者が増えているが、それに伴いゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が問題となっている。また、近年、廃棄物の不法投棄が増大しているため、これらの早期発見や未然防止が必要である。

このため、国有林野保護監視員や地元自治体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

また、貴重な野生動植物を保護する観点から、自然公園や保護林等では、既設登山道以外への立入禁止の呼びかけ等を行うこととともに、山野草の盗採掘等防止については、地元自治体と連携を図りつつ、林野巡視を行うこととする。

(4) 留意事項

当計画区は、避難指示区域の指定により広い範囲で立入等が制限されているため、避難指示区域の各区分ごとの制限状況を踏まえて、巡視を行うこととする。

2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項

近年、松くい虫被害は減少傾向にあるものの、依然として発生し続けている。

このため、民有林関係者との連携を図りつつ、早期発見に努めるとともに、被害木の伐倒駆除等により、まん延防止に努めることとする。

3 特に維持及び保護を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

保護林は、野生動植物の生息又は生育の状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区では5箇所、1,312haを保護林に設定している。

保護林については、評価基準を設けて統一した調査項目を設定し、モニタリングを実施しているところである。今後は、モニタリング結果の蓄積及び分析を行い、その結果によっては、自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え、保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うものとする。

保護林の取扱いについては、前述の自然維持タイプによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為はこれに関わらず行うことができるものとする。

また、立入を可能とする区域においては入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所について、標識の設置、歩道の整備等に努めるとともに、学習の場等として国民が利用できるよう努めるものとする。

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
森林生物遺伝資源保存林	1	1,190
林木遺伝資源保存林	3	21
植物群落保護林	1	102
計	5	1,312

ア 森林生物遺伝資源保存林

森林と一体となって森林生態系を構成する生物の遺伝資源を対象として、森林生態系内に広範に保存する。この森林の取扱い、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとし、「阿武隈高地森林生物遺伝資源保存林保護計画」に基づき適正に取り扱うものとする。

阿武隈高地森林生物遺伝資源保存林保護計画

－抜粋－

平成10年1月設定

5 保存林の管理・利用に関する事項

(1) 管 理

ア 原則として、自然の推移に委ねることとする。

また、必要がある場合の森林施業は、原則として天然林施業によるものとし、設定の趣旨を損なわないよう適切に取扱うこととする。なお、人工林については、高齢級の針広混交林に誘導することとする。

イ 保存林内においては、利用に関する調査・研究のほか、次に掲げるア～オの行為について、必要に応じて行うことができることとする。この場合、営林局長は、必要に応じて森林総合研究所、林木育種センター等の意見を求めることとする。

(ア) 保存林の機能の維持確保を図る観点からの森林施業及び病虫獣害対策

(イ) 非常災害のための応急措置として行う山火事の消火及び林地の崩壊、地すべり等の災害の復旧措置

(ウ) 保存林の機能の維持に配慮した治山事業

(エ) 標識類の設置等

(オ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

ウ 営林局長は保存林の的確な状況把握に努めるとともに、標識の設置やパトロール等を通じ、入林者への協力要請に努めることとする。

エ その他

(ア) 林道

既設林道の改良は認める。

実施にあたっては、立木等の伐採及び土地の形質変更は、必要最小限と

するとともに、土壌水理や小動物の移動に配慮した広報とすることとする。

(イ) 歩道

既設歩道の維持・修繕は認める。

(ウ) 松くい虫防除

伐倒駆除により防除を行う。なお、空中散布は行わない。

(エ) 松茸の採取

区域を限って採取を認める。

(2) 利 用

ア 保存林における遺伝、育種に係る調査・研究のほか、森林生態学等広範な分野の学術的な調査・研究のため、保存林の機能を損なわない範囲内で保存林を開放することとする。なお、利用にあたっての手続き等は、次によることとする。

(ア) 研究者等が調査、試料の採取を行おうとする場合、あらかじめ当該営林局長の許可を得ることとする。

(イ) 営林局長は、研究者等から利用の申請があった場合には、その内容を審査し特段の問題がない場合にはこれを許可する。

審査にあたっては、必要に応じ関係する森林総合研究所、林木育種センター等の意見を求めるものとする。

イ 次に該当する場合は、許可しないものとする。

(ア) 堅固な施設の設置等、原状回復が困難な行為が予想されている場合

(イ) その他、調査・研究の計画からみて、森林生物遺伝資源の保存に支障を及ぼす恐れが見込まれる場合

(3) 保存林の周辺の森林の取扱い

ア 8、127、128、132、134、136の一部、137林班（分収造林地を除く）

保存林に対する外部の環境変化の影響を緩和するため、

(ア) 天然林については、原則として伐採は行わない。

(イ) 人工林については、択伐とし、可能な限り高齢級の針広混交林に誘導する。

イ 139、140、150、151林班（いわき自然休養林背戸峨廊）

当該保存林の緩衝域として位置付け、自然環境の保全に努めるとともに、厳正保護を旨とする保存林ではできない一般向けのエコミュージアム的な活用を図る。調査研究についても保存林同様推進を図る。

イ 林木遺伝資源保存林

主として林木の遺伝資源を森林生態系内に広範に保存する。

① 原則として伐採は行わない。ただし、保存対象樹種の恒久

的な存続を図るために必要な場合に限り、枯損木又は被害木の除去を中心とした弱度の伐採を行うことができるものとする。

- ② 更新は、原則として天然更新によるものとし、保存対象樹種の特性を勘案し、必要最小限の更新補助作業を行う。なお、植込み等を行う場合は、保存対象樹種と同一の遺伝形質を有するものを使用する。

ウ 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資する。

- ① 原則として伐採は行わないものとするが、遷移の途中相にある植物群落の維持のために必要な場合等その保護対象の維持に必要な場合は、下刈、つる切、除伐等の保育を行う。
- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要なかつ効果的であると認められるときは、まき付け、植込み、刈出し、除伐等を行う。

(2) 緑の回廊*

該当なし

4 その他必要な事項

(1) 野生動物等による被害に関する事項

当計画区においてはツキノワグマによる剥皮、ニホンジカによる食害等の野生動物による被害については確認されていないが、今後、他地域からの移動により被害が発生する可能性も懸念されることから、巡視等により生息状況の把握に努めることとする。

(2) 希少猛禽類の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)において指定されている森林性猛禽類の生息には、生育環境及び餌動物の生息環境が大きく影響する。

このため、クマタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報

*【緑の回廊】

保護林と連結し、野生動植物の移動経路を確保することにより、広範で効果的な森林生態系保全を目的に設定しています。福島県内では「日光・^{あづま}吾妻山地緑の回廊」「会津山地緑の回廊」「鳥海朝日・^{いいで}飯豊吾妻緑の回廊」があります。

については、職員等による調査、既存の調査結果の収集、学識経験者や地元自然保護団体等からの提供を受ける取組等により把握に努めるとともに、学識経験者等との情報交換等を緊密に行っていく中で、猛禽類と林業との両立に取り組むこととする。

(3) その他

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、関係機関、地域住民、ボランティア、NPO 等とも連携を図りながら行うこととする。

また、水辺の整備について、水質保全の向上や野生生物の生息・生育環境の保全を図る観点から、防災面にも配慮しつつ、溪流沿い等の水辺周辺に保護樹帯等を効果的に配置していくこととする。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の森林は60%が人工林となっており、このうち5～8齢級の間伐適齢林分が37%、9齢級以上の高齢級林分が54%を占めている。

このため、当面は、人工林の間伐適期林分や長伐期化に向けた高齢級林分の間伐及び分収林契約に基づく主伐等が主体となることから、これらを計画的に進め、効率的に搬出し、供給に努めることとする。

2 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山・林道工事において間伐材の利用を積極的に推進する。また、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等木材需給についての情報交換を進めることを通じ、河川・砂防事業、公園事業等多様な分野への間伐材の利用促進を図ることとする。特に、河川工事等の公共工事に伴う小径木の需要に対しては、資源の状況を考慮しながら積極的に対応することとする。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

当計画区の国有林野所在市町村の多くは、海との関わりを持った生活・文化圏であるとともに、山間地域の文化圏をもった幅広い地域である。

このため、国有林野の活用に当たっては、地域産業の振興や地域住民の福祉向上に資するとともに地域要望に応えるとともに、身近な森林を活かして安らぎや健康の維持増進の場等の提供に努めることとする。

また、レクリエーションの森に選定している自然休養林は、国民が気軽に森林や自然とふれあう拠点として地方公共団体等と連携して、自然度と安全性の高い施設整備、フィールドの整備、看板類の充実等を図る。

国有林野の活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図ることとする。

なお、地方公共団体等から、除染に伴う除去土壌等の仮置場等を国有林に設置したいとの要請があった場合は、可能な限り協力することとし、この場合、地方公共団体等による二次汚染の防止や地域住民の同意を得る必要があることに留意することとする。

(1) レクリエーションの森

レクリエーションの森は森林空間利用タイプのうち、自然景観、森林の保健・文化・教育的利用の現況及び将来の見通し、地域の要請等を勘案して、国民の保健・文化・教育的利用に供する施設又は森林の整備を特に積極的に行うことが適当と認められる国有林野を選定することとする。

当計画区は、阿武隈山脈から太平洋に流れ込む河川により多くの溪谷が造り出されており、自然が生み出した風景美、森林美及び溪谷美等の優れた景観を呈していることから、風景林や風致探勝林に設定している。また、白砂と青松の続く「いわき海岸」は、いわき七浜の一つに数えられ、夏井川溪谷の景勝地・背戸^{せとがろう}峨廊と併せハイキングや自然探勝等に利用される区域を自然休養林に設定するなど、計画区全体では、15箇所、1,633haをレクリエーションの森に設定している。

レクリエーションの森の管理経営については、I-2-(1)ウの森林空間利用タイプによるほか、個別に作成する管理経営方針書によることとする。

また、施設の整備は、風致の保護、国土及び自然環境の保全等に配慮するとともにレクリエーション利用の目標に合致した

施設を整備することとし、法令により制限のある場合には所定の手続きを行うこととする。

(単位：面積 ha)

種類	箇所数	面積(ha)
森林スポーツ林	1	5
風景林	6	489
風致探勝林	3	773
自然休養林	1	360
その他レクの森施設敷	4	7
計	15	1,633

2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 建物等一貸付、売払等
- (2) きのこ、山菜等の産物採取一共用林野*契約等
- (3) 国民参加の森（法人の森）、森林環境教育の森（学校林）等一収造林契約等
- (4) 公園、道路、水路、電気事業施設等公共用、地域産業の振興一貸付、売払等
- (5) レクリエーション利用一使用許可等
- (6) 仮置場用地の提供一貸付

*【共用林野】

国との契約によって地元住民が共同して国有林野を利用すること。利用の形態によって、普通共用林野、薪炭共用林野、放牧共用林野があります。

3 その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と、需要の掘り起こしに努めることとする。

V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

1 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する私有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であるとのこと等から森林所有者等による施業が十分に行われていないものが見られ、その位置関係により、当該私有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、次の要件を備えた箇所において公益的機能維持増進協定を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を私有林野と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じて私有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

- (1) 国有林野に隣接又は介在し、単独では効率的な森林経営をなし得ない私有林であること
- (2) 市町村整備計画に定められた公益的機能別施業森林の区域内であること
- (3) 森林の利用を不当に制限するものでないこと
- (4) 協定を締結しようとする区域内に存する私有林又は当該区域に近接する私有林において、県が行い又は行おうとしている治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること

VI 国民の参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術援助、情報の提供などを通じ、国民の森林へのふれあいの場の提供に努めることとし、「ふれあいの森」、「遊々の森」、「社会貢献の森」を設定する。

なお、これらのうち避難指示区域にあるものについては、今後、立入が可能となった以降に行うこととする。

また、本計画では、協定締結による国民参加の森林作り対象予定区域は定めないが、新たに国有林をフィールドとする活動の要望があった場合には、積極的に応えていくこととする。

(1) ふれあいの森

「ふれあいの森」は、自主的な森林整備活動を目的とした植栽、保育、森林保護等及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動を行うものである。

当計画区では、南部地域の^{かまのだい}釜ノ台国有林において青年林業会議所が自主的な森林整備活動を行っていることから、各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援することとする。

協定の種類	名 称	面 積 (ha)	位置(林小班)
ふれあいの森	新舞子ふれあいの森	37.97	180い1外

(2) 遊々の森

「遊々の森」は森林環境教育を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動を行うものである。

当計画区では、南相馬市、浪江町、飯舘村が森林環境教育を推進していることから、各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援することとする。

協定の種類	名 称	面 積 (ha)	位置(林小班)
遊々の森	ひみつ基地の森 ・ つ し ま	108.34	1014い1外
〃	南相馬市民の森	0.74	2121い
〃	あいの沢遊々の森	32.04	2350う2外

(3) 社会貢献の森

「社会貢献の森」は水源涵養や森林の持続的経営の普及啓発等に資するもので、植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動を行うものである。

当計画区では、中部地域の郭公^{かつこう}国有林において、漁業協同組合が海と森林の架け橋となる森林整備活動を行っていることから、各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援することとする。

協定の種類	名 称	面 積 (ha)	位置 (林小班)
社会貢献の森	木戸川漁協 乙次郎の森	0.27	710イ3

(4) ボランティアの森

「ボランティアの森」はふれあいの森の対象とならない箇所
で、自主的な森林整備等のボランティア活動ができるよう、関東森林管理局独自に創設した制度である。

当計画区では、いわき市、浪江町が自主的な森林整備等の諸活動を行っていることから、各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援することとする。

なお、更新に当たっては、協定締結による国民参加の森林づくり実施要領に基づき、森林整備を行う場合は、「社会貢献の森」、森林教室や自然観察等を行う場合は「多様な活動の森」など、その活動内容の予見を満たす活動へ移行する。

協定の種類	名 称	面 積 (ha)	位置 (林小班)
ボランティアの森	とわだ遊学の森	43.98	213へ外
〃	浪江町元気の森	36.15	1028わ1外
〃	木戸川漁協の森	0.25	707は外
〃	アカヤシオの森	23.49	16ね外
〃	ヤマボウシの森	60.35	392ぬ1外

2 分収林に関する事項

分収林制度^{*}を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に、上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努める。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図ることとする。

また、森林管理署主催による児童・生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組にも努めることとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めることとする。

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO 等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導等を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

^{*}【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

Ⅶ その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

森林管理署に設定している各種試験地等における技術開発に取り組むこととする。

また、民有林関係者との技術交流の一環として、林業普及指導員等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

(2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林内での活用を図るとともに、各種試験地等の展示などを通じて地域の森林・林業関係者等への普及を図ることとする。

また、林業技術の指導・普及と併せて、森林管理署等において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、国有林野内の森林の有効活用や未利用資源(森林景観を含む)の発掘及び情報提供、地方公共団体等からの相談受付体制の充実、地方公共団体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の供給、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポートなど国有林野の諸活動を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

3 その他の必要な事項

福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の除染については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」や「除染関係ガイドライン(平成23年12月環境省策定)等に基づき地方公共団体等が策定する除染実施計画等により、適切に対応するとともに、落葉堆積有機物の除去による土壌流出のおそれがある場合は、土嚢袋を設置するなど必要な対策を行うこととする。

なお、除染関係ガイドラインにおいて、森林の除染に関する新たな考え方が追加された場合は、その内容を踏まえた取組を進め

ることとする。